

令和8年度版

横浜の中小企業の「明日」を
身近でサポート

創業おうえん資金

創業関連保証制度、スタートアップ創出促進保証制度の対象

新たな船出を
全力で応援!

これから事業を始める方や
創業して間もない方を応援しています。

融資限度額

3,500万円
以内

融資期間

10年以内

主 な 特 徴

横浜市信用保証協会が

割引

0.4%

&

横浜市が

保証料助成

0.1%

保証料率

0.3%

保証料率0.2%上乗せで
経営者保証不要

詳しくは裏面をご確認ください。



横浜市



横浜の中小企業の「明日」を身近でサポート

横浜市信用保証協会

<https://www.sinpo-yokohama.or.jp/>



(令和8年4月1日時点)

※記載内容は令和8年4月1日時点のものです。予算上限に達した場合等は、条件の変更や制度の終了となることとございます。最新の情報はホームページ等でご確認ください。

制度名	創業おうえん資金
融資対象者	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>①これから創業する方（現在事業を営んでいない方に限る）で、1か月以内に市内で個人事業を開始する方、又は2か月以内に市内で会社を設立し事業を開始する方 ※特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた方は6か月以内となります。</p> <p>②既に創業されている方で、次のいずれかに該当する方 （当該事業の開始時に他の事業を営んでいない方に限る） （1）個人事業を開始し5年未満の方、又は会社を設立し5年未満の方 （2）個人事業を開始したのち、新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人事業を開始して5年未満の方</p> <p>③事業を継続している会社により新たに設立（分社化）された会社で、設立の日から5年未満の方（事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立（分社化）する方を含む）</p>
資金使途	運転資金及び設備資金
融資額	3,500万円以内
融資期間	●運転資金…10年以内 ●設備資金…10年以内（据置12か月以内を含む）
融資利率	年2.3%以内
保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
担保	原則として不要
保証料率	0.3%（当協会による保証料割引0.4%&横浜市による保証料補助0.1%後） ※要件に合致する方は保証料率0.2%上乘せにより経営者保証を不要とすることができます。
備考	創業関連保証制度、スタートアップ創出促進保証制度の対象

■ 詳しくは、保証担当窓口にお問い合わせ下さい

店名	住所／電話番号	担当地区
本店(保証課)	〒231-8505 横浜市中区山下町22 山下町SSKビル10階 TEL : 045-662-6623 / FAX : 045-661-0089	中区 磯子区
新横浜支店	〒222-0033 横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階 TEL : 045-470-5600 / FAX : 045-470-7170	港北区 緑区 青葉区 都筑区
横浜駅前支店	〒220-0004 横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階 TEL : 045-319-5335 / FAX : 045-319-5340	鶴見区 神奈川区 西区 保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区
上大岡支店	〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階 TEL : 045-844-6621 / FAX : 045-845-0641	南区 金沢区 戸塚区 港南区 栄区 泉区